

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

（I）非自動継続型

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、証書または通帳記載の預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金のうち期間3年以上で複利方式の場合は、後記（2）により支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以後の日を満期日としたこの預金の支払いは次によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）以後に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日以後の日を満期日とした場合には、預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書または通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金にかぎり、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、預入日の1年後の応当日にこの預金と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

② 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金のうち期間3年以上で複利方式の場合は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、中間払利息の取扱いはしません。

（3）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（4）この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払

います。なお、期間3年以上で複利方式の場合は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。

① 期間3年未満の場合

- A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 …… 約定利率×70%

② 期間3年以上4年未満の場合

- A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満 …… 約定利率×90%

③ 期間4年以上の場合

- A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 …… 約定利率×80%
- G. 3年以上 …………… 約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記2.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、預金証書は発行しない(通帳の場合は、原則として通帳に記帳する。)こととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に(通帳の場合は、当金庫所定の払戻請求書に)届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

(Ⅱ) 自動継続型

1. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」という。)は、証書または通

帳記載の満期日に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止する場合は、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があった場合は、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、証書または通帳記載の預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および利率（継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。なお、この預金のうち期間3年以上で複利方式の場合は、後記(2)により支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以後の日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

- ① 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日以後の日を満期日とした場合には、預入日の1年ごとの応当日に預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として支払います。
- ② 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

- (2) 期間3年以上で複利方式の場合は、証書または通帳記載の預入日（継続した場合は継続日）から満期日の前日までの約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。なお、中間払利息の取扱いはしません。

- (3) この預金の利息は、次のとおりです。

- ① 預入日の2年後の応当日までの日を満期日とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金

します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの預金と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金とします。中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

③ 預入日に3年後の応当日以後の日を満期日とした場合の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れてこの預金に継続します。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除く。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(5) この預金を共通規定(各種定期預金)第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期間3年以上で複利方式のものは、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。

① 期間3年未満の場合

- A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 …… 約定利率×70%

② 期間3年以上4年未満の場合

- A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上4年未満 …… 約定利率×90%

③ 期間4年以上の場合

- A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 …………… 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 …… 約定利率× 80%

G. 3年以上 …………… 約定利率× 90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記2.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、預金証書は発行しない(通帳の場合は、原則として通帳に記載する。)こととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に(通帳の場合は、当金庫所定の払戻請求書に)届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。